徳延・纐・河内の皆様　　令和４年５月発行

旭地区第２次住居表示実施検討会

住居表示に関する 大切なお知らせ 第1号

徳延・纐・河内の住居表示実施に向け 検討会を立ち上げました！

平塚市では、「分かりやすく、訪ねやすいまちづくり」の実現を目指して、平塚駅周辺から外縁部へ順次、住居表示を進めており、現在までに市内の市街化区域の約７割で住居表示を実施しております。

今後は、旭地区（※既に住居表示実施済みの日向岡１、２丁目を除く）の住居表示の実施を３つの区域に分け、第１～３次として行うことを予定しています。

（住居表示のしくみや予定等については次頁以降を参照ください。）

「旭地区第２次住居表示実施検討会」は、徳延・纐・河内地区の新しい町名及び町の区域を検討するために発足しました。今後も検討会での検討内容を地域の皆様へお知らせいたしますので、よろしくお願いいたします。

旭地区第２次住居表示実施検討会

発足 ： 令和４年３月

目的 ： 第２次住居表示実施区域（徳延・纐・河内）における住居表示実施後の**「町の区域及び町名」（案）について検討すること。**

構成 ： 対象区域内の各自治会から推薦された委員（９名）

○従来の住所表記

徳延・纒・河内では、土地の番号（地番）を住所として使用しております。しかし、地番は土地の表示であり、建物の場所を表すのが目的でないため、分合筆により順序良く並ばない、同じ地番の中に複数建物が建ってしまう等、分かりにくい状態になります。このことは、今後も市街化が進むと、より顕著になります。

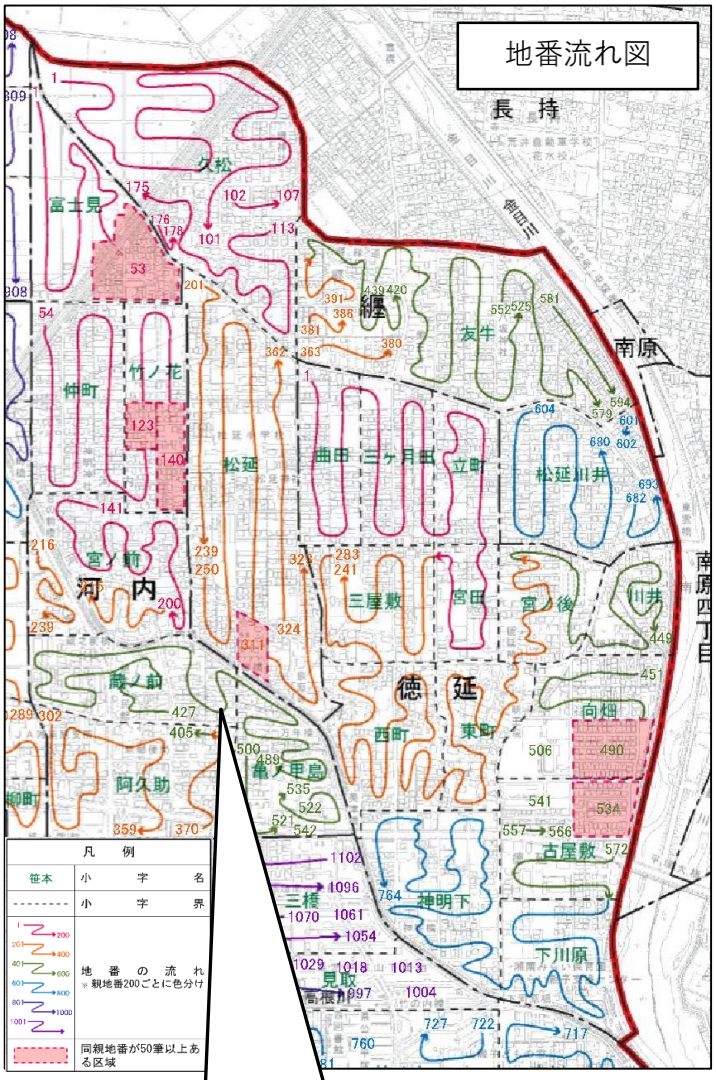

実際に土地の分筆等により、同じ親地番が５０筆以上ある区域もあります。分筆した順番に枝番号がつくため、枝番号が順序よく並ばないことがあります。

拡大図

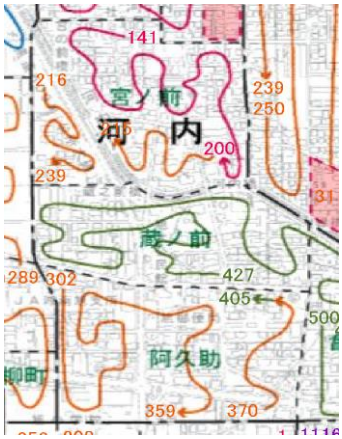

河内小字宮ノ前、蔵ノ前、阿久助では地番 200 番台から 400 番台を経由し、300 番台になります。他にも地番が順序良く並んでいないところが見られます。

○住居表示を実施すると

町を適切な大きさに分割し、住所を振り直し、住所を規則正しく整えます。バラバラになってしまっていた住所が整うことにより、次のような効果があります。

○住居表示の実施により、通行人から見やすい場所に**「街区表示板」**や**「住居番号表示板」**を設置しますので、誰もが迅速に位置の通報が可能となり**救急車等の緊急車両が早く到着**でき、不審者等の位置の通報も容易になることから**犯罪抑止の効果も期待**されます。また、規則正しく住所を付けるため、**宅配物や郵便物の遅配や誤配の減少**や、**目的の建物や人を訪れることが容易**になります。

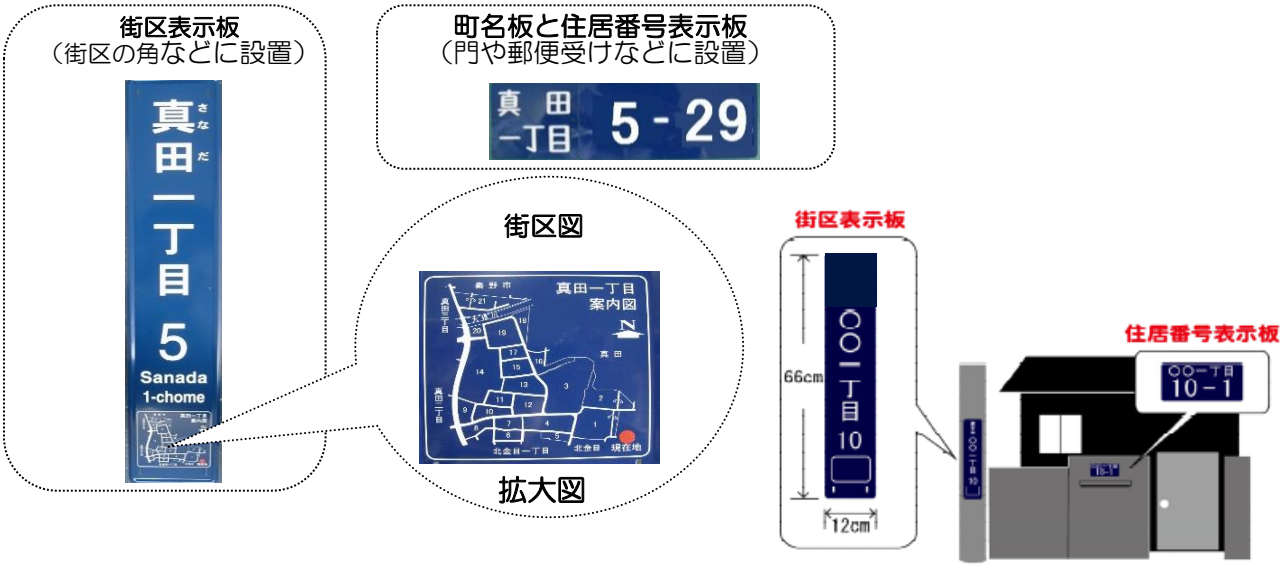

○旭地区の住居表示

	大字名	実施時期（予定）
（旭地区）第１次実施区域	山　下 高　根 万　田	令和４年１０月
（旭地区）第２次実施区域	徳　延 纏 河　内 ※高　村	令和７年度末
（旭地区）第３次実施区域	根坂間 出　縄 公　所	令和１０年度末

※　高村については、ＵＲ都市機構による平塚高村団地再生事業の進捗によりますが、第２次実施区域に含める予定です。

～Q&A～

Q）住所が新しくなるとどのような表記になりますか？

A）現在の「平塚市徳延〇〇〇番地」という表記が住居表示実施後には「平塚市“新町名”（例えば、徳延一丁目等）△△番□□号」となります。

Q）自分自身で住所変更の手続きをする必要はありますか？

A）ご本人で変更手続きをしなければならないものがあります。
詳細は住所が新しくなるタイミングで、住居表示の手引き（手続き等が記載）の配付や説明会等の開催を予定しております。

～～ 住所変更後の手続きの一例です ～～

◎ 手続き「*不要*」:行政（市や法務局等）が変更するもの（職権でできる）

例　住民基本台帳などの公簿類の住所欄、登記簿上の字名（表題部）
国民年金・厚生年金受給者、印鑑登録原票、国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、介護保険被保険者証、㊶（小児）医療証、児童扶養手当証書、上下水道、NTT（固定電話）、ＮＨＫ 等

◎ 手続き「*必要*」:皆さんに住所変更手続きをお願いするもの（職権でできない）

例　マイナンバーカード、運転免許証、保険証（社会保険等）、自動車の所有者・使用者、個人契約の銀行や保険等、不動産登記簿の所有者等の住所、等

Q）住所が新しくなることで、学区や自治会の区域は変更になりますか？

A）現在のところ、学区の変更はありません。自治会についても、区域変更と連動しませんので、必ずしも変更の必要はありません。

Q）登記簿の土地の地番は変更になりますか？

A）地番（土地の番号）の変更はありませんが、字名から町名への変更（例：徳延⇒徳延〇丁目）を行います。

旭地区住居表示に関する「大切なお知らせ」は今後、定期的に発行・配付いたします。また、平塚市ホームページでも大切なお知らせや住居表示に関する情報を確認できますので、ご活用ください。

詳しくは事務局まで、お問合せください。

令和4年5月
発行:旭地区第2次住居表示実施検討会
事務局:平塚市都市整備課
電話:21－8783（直通）
23－1111（代表） 内線2114